

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-16
処分の種類	指定調査機関の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第42条			
処分の概要	指定調査機関が法第42条各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の指定を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・土壌汚染対策法第42条</p> <p>環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第30条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。(欠格条項)</p> <p>二 第33条(技術管理者の設置)、第35条(変更の届出)、第37条第1項(業務規程の制定及び変更)又は第38条(帳簿の備え付け等)の規定に違反したとき。</p> <p>三 第36条第3項(土壌汚染状況調査等の義務)又は第39条(適合命令)の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。</p>			
基準の制定根拠				